

大分大学医学部における教員組織の設置に伴う関係細則の整備に関する細則

平成28年12月14日制定

平成28年医学部細則第1-1号

(大分大学医学部基礎医学画像センター死後画像検査実施細則の一部改正)

第1条 大分大学医学部基礎医学画像センター死後画像検査実施細則(平成22年医学部細則第1-3号)別紙様式1-1, 別紙様式1-2及び別紙様式1-3の規定中「所属」を「所属又は主担当」に改正する。

(大分大学医学部PET-GMP運用委員会細則の一部改正)

第2条 大分大学医学部PET-GMP運用委員会細則(平成23年医学部細則第1-2号)第3条第1項第1号及び第3号の規定中「医学部に所属する」を「医学部の」に改正する。

(大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会細則等の一部改正)

第3条 次の各号に掲げる細則の規定中「専任教員」を「の主担当の教員」に改正する。

- (1) 大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会細則(平成21年医学部細則第3-5号)第4条第2号
- (2) 大分大学医学部附属地域医療学センター運営委員会細則(平成21年医学部細則第1-10号)第3条第1項第2号及び第5号
- (3) 大分大学医学部入試委員会細則(平成22年医学部細則第3-1号)第3条第1項第4号
- (4) 大分大学医学部教務委員会細則(平成21年医学部細則第3-1号)第4条第1項第2号
- (5) 大分大学医学部オンライン教育システム運営委員会細則(平成21年医学部細則第3-3号)第5条第1項第8号
- (6) 大分大学医学部国家試験対策委員会細則(平成21年医学部細則第3-4号)第4条第1項第2号

(大分大学医学部基礎医学画像センター運営委員会細則の一部改正)

第4条 大分大学医学部基礎医学画像センター運営委員会細則(平成22年医学部細則第1-2号)第3条第1項第3号の規定中「兼任教員」を「の教員」に改正する。

(大分大学医学部バイオラボセンター利用細則の一部改正)

第5条 大分大学医学部バイオラボセンター利用細則(平成22年医学部細則第1-6号)第13条の規定中「兼任教員」を「センターの教員」に改正する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。